

磐田市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律取扱要領

(目次)

- 第1章 総則
- 第2章 建築主の基準適合義務
- 第3章 削除
- 第4章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

第1章 総則

(趣旨)

第1 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において使用する用語は、法に定めるところによる。

第2章 建築主の基準適合義務

(建築物エネルギー消費性能確保計画及び確認申請書等に添付する図書)

第3 省令第3条第1項に規定する市長が必要と認める図書は次に掲げるものとする。

- 一 別記様式第1号の手数料計算書
 - 二 代理者によって申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）
- 2 省令第3条の表の（い）項における設計内容説明書は別記様式第40号によるものとする。
- 3 建築確認申請において、評価書等又はその写しを建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の期間（同条第6項の規定によりその期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）の末日の3日前までに確認申請書を提出した建築主事等に提出することとし、提出できない又は困難と見込まれる場合は、省エネ適判を受ける旨を記載し、申請者又は設計者が署名した書面（以下「宣言書」という。）は別記様式第42号によるものとする。
- 4 建築基準法第7条第1項若しくは第7条の2第1項の規定による検査の申請又は同法第18条第20項の規定による通知には、別記様式第41号の1から5までの該当する評価方法

の省エネ基準工事監理報告書を添付するものとする。

(基準適合命令等)

第4 法第13条第1項の規定による命令は、別記様式第2号の命令書により行うものとする。

2 法第13条第2項の規定による通知は、別記様式第3号の通知書により行うものとする。

第5及び第6 削除

(報告)

第7 第4に基づく命令等を受けた者は、その命令等に係る報告は、別記様式第9号の報告書により行うものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第8 省令第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同省令第5条(省令第9条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、別記様式第10号の申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書のほか省令第3条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添えて行うものとする。

一 別記様式第1号の手数料計算書

二 代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状

2 前項の申請があった場合は、別記様式第11号の証明書を交付するものとする。

(軽微な変更)

第9 省令第5条(省令第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更をした者は、建築基準法施行細則(平成17年磐田市規則第153号)第5条に規定する様式第3号による軽微な変更届に、別記様式第12号の軽微な変更説明書及び省令第3条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添え、当該対象建築物の建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第4項又は同法第18条第21項の検査を行う建築主事等に提出するものとする。

第3章 削除

第10から第15まで 削除

第4章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

(市長が定める機関が交付した書面)

第16 磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の「法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請」、「法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更に係る認定の申請」及び「省令第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付」の部の市長が定める機関（令和7年磐田市告示第55号。以下、「市長が定める機関」という。）が交付した法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面は、次に掲げるいずれかのものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査適合証等
- 二 BELS評価書（認定基準に適合する評価のものに限る。）の写し
- 三 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6に適合している場合に限る。）の写し。

（所管行政庁が必要と認める図書）

第17 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請において、省令第20条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 別記様式第19号の手数料計算書
- 二 代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状

2 省令第20条の表の（い）項における設計内容説明書は別記様式第40号によるものとする。

（図書の添付を省略することができる書類）

第18 省令第20条第3項（省令第27条において準用する場合を含む。）に規定する市長が必要と認める図書は、省令第20条第1項に規定する図書のうち、第16各号の書面に応じ、それぞれの書面にかかる部分とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に併せて、計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の添付図書）

第19 建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する建築物に係る法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出は、建築基準法第6条の3第7項の適合性判定通知書又はその写しを添えて行うものとする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の通知）

第20 法第30条第3項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築

主事等への計画の通知は、別記様式第20号の通知書により行うものとする。

(不認定通知書)

第21 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る計画が、法第30条第1項各号に規定する基準に適合しないと認める場合又は同法第30条第6項の規定により認定できない場合の通知については、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- 一 建築物エネルギー消費性能向上計画が基準に適合しないと認める場合又は認定できない場合 別記様式第21号の不認定通知書
- 二 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が基準に適合しないと認める場合又は認定できない場合 別記様式第22号の不認定通知書

(認定建築主に対する報告の徴収)

第22 法第32条の規定による認定建築主に対する建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況についての報告の請求は、別記様式第23号の報告請求書により行うものとする。

- 2 前項に基づく報告の請求を受けた者は、その請求に係る報告は、別記様式第24号の報告書により行うものとする。

(認定建築主に対する改善命令)

第23 法第33条の規定による認定建築主に対する改善命令は、別記様式第25号の改善命令書により行うものとする。

(認定の取消し)

第24 法第34条の規定により認定を取り消す場合は、別記様式第26号の認定取消通知書により行うものとする。

- 2 前項により認定を取り消された場合にあつては、認定建築主は、法の規定に基づく認定通知書を市長に返却するものとする。

(認定申請の取り下げ)

第25 申請者が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする場合は、別記様式第27号の認定申請取下げ申請書の正本及び副本を提出しなければならない。

- 2 前項の認定申請取下げ申請書を受理した場合にあつては、市長は認定申請取下げ申請書の副本に、認定に係る申請書の副本及びその添付図書を添えて返却するものとする。なお、申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第26 省令第28条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同省令第25条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める者は、別記様式第28号の申請書の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書のほか省令第20条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添えて行うものとする。

一 別記様式第19号の手数料計算書

二 代理者によって申請を行う場合にあっては、委任状

2 前項の申請があった場合は、別記様式第29号の証明書を交付するものとする。

(軽微な変更)

第27 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を受けた者は、省令第25条の規定による軽微な変更をする場合にあっては、別記様式第12号の軽微な変更説明書に、省令第20条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添えて市長に提出するものとする。

2 省令第8条ただし書きの規定による同条第2号に定める書類の提出をした者であつて、同省令第25条に規定する軽微な変更をした者は、建築基準法施行細則第5条に規定する様式第2号による軽微な変更届に、別記様式第12号の軽微な変更説明書及び省令第20条第1項に規定する図書(軽微な変更に係る部分に限る。)を添え、当該対象建築物の建築基準法第7条第4項又は同法第18条第21項の検査を行う建築主事等に提出するものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事をとりやめる旨の申出)

第28 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめようとするときには、別記様式第30号の申出書に、省令第24条第2項に規定する通知書及び省令第27条において準用する省令第24条第2項に規定する通知書(法第31条第2項において準用する法第30条第1項の規定による変更の認定を受けたものに限る。変更の認定を複数回受けたものにあつては、その全ての通知書)を添えて、市長に申し出なければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認)

第29 建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に従つて工事が行われた旨の確認を行い、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める確認書を作成した者が認定建築主に提出しなければならない。

- 一 建築基準法第5条の6第4項の規定による工事監理者（以下、単に「工事監理者」という。）を定めた場合 工事監理者が作成する別記様式第31号の確認書
 - 二 工事監理者を定める必要がない場合 工事施工者（以下、単に「工事施工者」という。）が作成する別記様式第32号の確認書
- 2 工事監理者又は工事施工者は、確認を行った部位毎に1枚以上の工事写真（カラー写真とする。）を撮影し、別記様式第31号又は別記様式第32号の確認書の別添に整理し、併せて認定建築主に提出しなければならない。

（工事の完了報告）

第30 認定建築主は、前条による建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書の提出を受けたときは、速やかに、次に掲げるいずれかにより、工事完了報告書を市長に提出しなければならない。

- 一 工事監理者を定めた場合にあつては、別記様式第33号の報告書
 - 二 工事施工者の場合にあつては、別記様式第34号の報告書
- 2 前項の場合において、添付する書類は次に掲げるものとする。
- 一 別記様式第31号又は別記様式第32号の確認書の写し（別添の工事写真はカラーとする。）
 - 二 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた場合は、同法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項に規定する検査済証の写し

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

なお、本要領の施行をもって従前の「磐田市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定に係る事務取扱い要領」は廃止する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号

建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料計算書

1. 判定の別

判定の別		
計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	(法第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項)	<input type="checkbox"/>
計画変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定	(法第 11 条第 2 項又は第 12 条第 4 項)	<input type="checkbox"/>
軽微な変更に関する証明書の交付	(省令第 13 条)	<input type="checkbox"/>

2. 手数料計算

申請の区分			下記(※1) 該当の有無	評価方法	手数料金額		
一戸建ての住宅		1 戸	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 性能基準 <input type="checkbox"/> 仕様基準	円		
一戸建て住宅以外の住宅 (共同住宅等・複合建築物)	住宅部分	住戸部分	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 性能基準 <input type="checkbox"/> 仕様基準	円		
		共用部分		<input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> 評価しない	円		
	非住宅部分	①工場等以外の部分		<input type="checkbox"/> 標準入力法等 <input type="checkbox"/> モデル建物法	①	円	①+②又は③のうち、安価なもの 円
		②工場等の部分		—	②	円	
		③		—	③(※2)	円	
住宅以外の建築物 (非住宅)	非住宅部分	①工場等以外の部分	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 標準入力法等 <input type="checkbox"/> モデル建物法	①	円	①+②又は③のうち、安価なもの 円
		②工場等の部分		—	②	円	
	③	—		③(※2)	円		
手数料金額 計					円		

※1 複数建築物の性能向上計画認定を受けた「他の建築物」の場合又は共同住宅等の共用部分のみの申請であって共用部分の評価しない場合

※2 ③非住宅部分全体の床面積を「工場等以外」として算出した金額

(注意)

1. 判定の別

判定の別に応じてチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

2. 手数料計算

- ① 床面積には、適合性判定の対象床面積（増改築にあつては、既存部分を除いた床面積）を記入してください。
- ② 次に掲げる場合に該当する場合にあつては、「下記(※1)該当の有無」の「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。該当しない場合にあつては、「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
 - (1) 複数建築物の性能向上計画認定を受けた「他の建築物」の場合
 - (2) 共同住宅等の共用部分のみの申請であつて共用部分を評価しない場合
- ③ 「下記(※1)該当の有無」の「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れた場合にあつては、該当する評価方法のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ④ ②(2)に該当する場合を除き、共用部分の一次エネルギー消費量を評価しない場合にあつては、当該区分の額を記入する必要はありません。
- ⑤ 住戸部分全体を仕様基準で評価する場合にのみ、当該評価方法の額を適用してください。
- ⑥ 非住宅部分全体をモデル建物法で評価する場合にのみ、当該評価方法の額を適用してください。
- ⑦ 「工場等以外」と「工場等」の複合用途の場合には、各々の床面積で算出した金額の合計金額としてください。ただし、全体を「工場等以外」として算出した金額を超える場合は、全体を「工場等以外」として算出した金額としてください。

なお、「工場等」とは、建築基準法上の用途が以下のものをいいます。

 - ・工場
 - ・危険物の貯蔵又は処理に供するもの
 - ・水産物の増殖上若しくは養殖場
 - ・倉庫
 - ・卸売市場
 - ・農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
 - ・火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- ⑧ ②(1)に該当する場合にあつては、当該計画にかかる認定通知書の写し及び概要が分かる配置図等を提出してください。

様式第2号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第1項の規定による命令書

第 号
年 月 日

建築主 様

磐田市長 印

建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定に違反している事実があると認めるため、同法第13条第1項の規定に基づき、当該違反を是正するために必要な措置をとることを命じます。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、磐田市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、磐田市を被告（訴訟においては磐田市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1. 提出年月日 年 月 日

2. 建築場所

(命令の内容)

(是正期限)

(備考)

様式第3号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第13条第2項の規定による通知書

第 号
年 月 日

国等の機関の長 様

磐田市長 印

建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の規定に違反している事実があると認めるため、同法第13条第2項の規定に基づき、当該違反を是正するために必要な措置をとることを要請します。

記

1. 提出（通知）年月日 年 月 日
2. 建築場所

（要請の内容）

（備考）

様式第4号 (削除)

様式第5号 (削除)

様式第 6 号 (削除)

様式第7号 (削除)

様式第8号 (削除)

様式第9号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第1項前段の規定に基づく報告書

第 号
年 月 日

磐田市長 様

報告者

年 月 日付け 第 号により $\left(\begin{array}{c} \text{命令} \\ \text{要請} \end{array} \right)$ を受けた内容について、報告します。

記

(報告の内容)

※ 受付欄	※ 特記欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 命令・要請について、不要な箇所は二重線で消してください。

(第一面)

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

磐田市長 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

1. 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号 第 号
2. 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日 年 月 日
3. 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当行政庁で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

様式第 11 号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 13 条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

磐田市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 3 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 当該軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明書
(1) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号 第 号
(2) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日 年 月 日
(3) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者

(注意)

この証は、大切に保存しておいてください。

建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る軽微な変更説明書
(第一面)

年 月 日

磐田市長又は建築主事 様

申請者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく、下記に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

記

1. 軽微な変更の別

建築物エネルギー消費性能確保計画	(省令第5条)	<input type="checkbox"/>
建築物エネルギー消費性能向上計画	(省令第25条)	<input type="checkbox"/>

2. 概要

(1) 建築物の名称	
(2) 建築物の所在地	
(3) 適合判定通知書等の年月日・番号	
(4) 変更の内容	
建築物エネルギー消費性能確保計画 (住宅・標準計算又は非住宅) <input type="checkbox"/> 省エネ性能が向上する変更 (ルートA) <input type="checkbox"/> 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 (ルートB) <input type="checkbox"/> 再計算によって基準適合が明らかな変更 (ルートC) (住宅・仕様基準) <input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 <input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更 建築物エネルギー消費性能向上計画 <input type="checkbox"/> 建築物エネルギー消費性能向上計画における工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更 <input type="checkbox"/> 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更	
(5) 備 考	

※ 受 付 欄	※ 特 記 欄

(第二面)
(ルートA)

(7) 変更の内容 「性能が向上する変更」

該当する変更の□に、チェックを入れてください。

(住宅部分)

- ①外皮の各部位の熱貫流率もしくは線熱貫流率又は日射熱取得率が増加しない変更
(外皮面積が変わらない場合に限る。)、または開口部面積が増加しない変更
- ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ③空調調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更 (制御方法等の変更を含む。)
- ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

(非住宅部分)

- ①建築物の高さ若しくは外周長の減少
- ②外壁、屋根若しくは外気に接する床の面積の減少
- ③空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
- ④設備機器の効率向上・損失低下となる変更
- ⑤設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更
- ⑥その他 エネルギー消費性能の向上に関する変更該当するもの
(内容：)

・上記の□にチェックした項目についての具体的な変更の記載欄

(8) 添付図書等

・添付する図書等の□に、チェックを入れてください。

- 平面図 立面図 断面図 仕様書 (建築) 仕様書 (設備)
- その他 ()

(第二面)

(ルートB)

(7) 変更の内容 「一定範囲内の省エネ性能が減少する変更」

(住宅部分)

該当する変更の□に、チェックを入れてください。

・変更前の BEI = () \leq 0.9

□ ①床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減

・変更前の UA 値 = () \leq () \times 0.9、

変更前の η_{AC} 値 = () \leq () \times 0.9

□ ②外皮に係る変更で以下のいずれか

□ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の 1/200 を超えない変更

□ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の 1/200 を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能もしくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更

□ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の 1/100 を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更

□ 基礎断熱の基礎形状等の変更

・上記の□にチェックした項目についての具体的な変更の記載欄

(非住宅部分)

・変更前の BEI = () < 0.9

・変更する設備と変更の具体的内容

変更する該当設備の全ての□に、チェックを入れてください。

空気調和設備

変更内容記入欄	
---------	--

機械換気設備

変更内容記入欄	
---------	--

照明設備

変更内容記入欄	
---------	--

給湯設備

変更内容記入欄	
---------	--

太陽光発電

変更内容記入欄	
---------	--

(8) 添付図書等

・添付する図書等の□に、チェックを入れてください。

平面図 立面図 断面図 仕様書 (建築) 仕様書 (設備)

仕様シート ()

その他 ()

(第二面)

(住宅・仕様基準)

(7)変更の内容

「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」

該当する変更の□に、チェックを入れてください。

断熱構造とする部分の変更

外皮の断熱性能等の変更

開口部の断熱性能等の変更

その他

(内容 :

)

・上記の□にチェックした項目についての具体的な変更の記載欄

(第三面)

(ルートB)

【空気調和設備】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射取得率の増加 (5%を超えない場合に限る。) 又は減少

●外壁の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない範囲) 又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み
変更する方位 全方位 一部方向のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

●屋根の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない範囲) 又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み
変更する方位 全方位 一部方向のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

●外気に接する床の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない範囲) 又は減少

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み
変更する方位 全方位 一部方向のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

●窓の平均熱貫流率の増加 (5%を超えない範囲) 又は減少

変更内容 ガラス種類 ブラインドの有無
変更する方位 全方位 一部方向のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

●窓の平均日射取得率の増加 (5%を超えない範囲) 又は減少

変更内容 ガラス種類 ブラインドの有無
変更する方位 全方位 一部方向のみ (方位)
変更前・変更後の平均日射取得率
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ろ) 熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下

●平均熱源効率（冷房平均 COP）

変更内容 機器の仕様変更 台数の増加

変更前・変更後の平均熱源効率

変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

●平均熱源効率（暖房平均 COP）

変更内容 機器の仕様変更 台数の増加

変更前・変更後の平均熱源効率

変更前（ ） 変更後（ ） 減少率（ ） %

(第三面)
(ルートB)

【機械換気設備】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 送風機の電動機出力について10%を超えない増加

●室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

●室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ろ) 計算対象床面積について5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」の場合のみ)

●室用途 (駐車場)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

●室用途 (厨房)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第三面)
(ルートB)

【照明設備】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる(い)に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 単位面積あたりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

●室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

●室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

●室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

●室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第三面)

(ルートB)

【給湯設備】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる (い) に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下

●湯の使用用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

●湯の使用用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

●湯の使用用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第三面)

(ルートB)

【太陽光発電】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少

●変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量

変更前 システム容量の合計値 ()

変更後 システム容量の合計値 ()

変更前・変更後のシステム容量の減少率 () %

(ろ) パネル方位角について 30 度を超えない変更 又は 傾斜角について 10 度を超えない変更

●パネル番号 ()

パネル方位角 30 度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 10 度を超えない変更 () 度変更

●パネル番号 ()

パネル方位角 30 度を超えない変更 () 度変更

パネル傾斜角 10 度を超えない変更 () 度変更

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ④ チェックボックスがある場合においては、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2. 第一面関係

- ① 「2. 概要」の「(3)適合判定通知書等の年月日・番号」欄において、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更にあつては適合判定通知又は建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更にあつては認定通知書の年月日及び番号を記入してください。
- ② 「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、【ルートC】のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、第二面及び第三面の添付は要しません。その場合にあつては、省令第13条により所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する、軽微な変更該当していることを証する書面を添付してください。
- ③ 「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、建築物エネルギー消費性能向上計画における工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、第二面及び第三面の添付は要しません。その場合にあつては、「(5)備考」欄に変更前後の工事の着手予定時又は完了予定時期を記入してください。
- ④ 「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、第二面及び第三面の添付は要しません。その場合にあつては、省令第20条第1項に規定する図書のうち軽微な変更に係る部分又は省令第28条により所管行政庁が交付する、軽微な変更該当していることを証する書面を添付してください。

3. 第二面関係

- ① 第一面の「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、【ルートA】のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、ルートA用の第二面を使用してください。
- ② 第一面の「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、【ルートB】のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、ルートB用の第二面を使用してください。また、第三面については、該当する設備のシートのみ添付してください。該当がない設備のシートの添付は要しません。
- ③ 第一面の「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、【住宅・仕様基準】のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、住宅・仕様基準用の第二面を使用してください。

4. 第三面関係

- ① 第一面の「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、【ルートA】のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、第三面の添付は要しません。
- ② 第一面の「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、【ルートB】のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、該当する設備のシートのみ添付してください。該当がない設備のシートの添付は要しません。
- ③ 第一面の「2. 概要」の「(4)変更の内容」欄において、【住宅・仕様基準】のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合にあつては、第三面の添付は要しません。

様式第 13 号 (削除)

様式第 14 号 (削除)

様式第 15 号 (削除)

様式第 16 号 (削除)

様式第 17 号 (削除)

様式第 18 号 (削除)

様式第 19 号

建築物エネルギー消費性能向上計画認定等に係る手数料計算書

1. 認定申請の別

認定申請の別		
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	(法第 29 条第 1 項)	<input type="checkbox"/>
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	(法第 31 条第 1 項)	<input type="checkbox"/>
軽微な変更に関する証明書の交付	(省令第 28 条)	<input type="checkbox"/>

2. 手数料計算

申請の区分		適合証等	評価方法	手数料金額
1	一戸建ての住宅	1 戸	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	円
			<input type="checkbox"/> 性能基準 <input type="checkbox"/> 仕様基準	
2	一戸建て住宅 以外の住宅 (共同住宅等・ 複合建築物)	住戸部分	戸	円
3		住宅部分の 共用部分	m ²	
4		非住宅部分	m ²	円
5		その他の建築物 (非住宅)	m ²	
			<input type="checkbox"/> 標準入力法等 <input type="checkbox"/> モデル建物法	
6	確認申請手数料 (同時申請がある場合)			円
手数料金額 計				円

(注意)

1. 認定申請の別

認定申請の別に応じてチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

2. 手数料計算

- ① 次に掲げる書面を添付した場合にあっては、適合証等の「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。添付をしない場合にあっては、「無」のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
 - (1) 磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の「法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請」、「法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更に係る認定の申請」及び「省令第28条の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付」の部の市長が定める機関が交付した、法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面・取扱要領第16各号に規定する書面
- ② 適合証等の無のチェックボックスに、「✓」マークを入れた場合にあっては、該当する評価方法のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ③ 住宅部分の共用部分の面積については、共用部分の一次エネルギー消費量を算出した場合にのみ記入してください。
- ④ 住戸部分全体を仕様基準で評価する場合にのみ、当該評価方法の額を適用してください。
- ⑤ 非住宅部分全体をモデル建物法で評価する場合にのみ、当該評価方法の額を適用してください。

様式第20号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第3項の規定による計画の通知書

第 号
年 月 日

建 築 主 事 等 様

通知者官職氏名

申請者氏名 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

設計者氏名 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名

受 付 欄	消防関係同意欄	決 裁 欄	通知番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

建築物エネルギー消費性能向上計画不認定通知書

第 年 月 日
号

様

磐田市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 1 項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、下記の理由により、同法第 30 条第 1 項の規定に基づく認定をしないこととしたので、通知します。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、磐田市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、磐田市を被告（訴訟においては磐田市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内となります。

なお、1の審査請求と2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1. 申請年月日

2. 申請に係る建築物の位置

3. 理由

法律第 30 条第 1 項第 1 号の基準（誘導基準）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
法律第 30 条第 1 項第 2 号の基準（基本方針）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
法律第 30 条第 1 項第 3 号の基準（資金計画）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
建築基準法第 18 条第 15 項の規定による通知書を受けたため	<input type="checkbox"/>

建築物エネルギー消費性能向上計画変更不認定通知書

第 年 月 日
号

様

磐田市長 印

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、下記の理由により、同条第 2 項において準用する同法第 30 条第 1 項の規定に基づく認定をしないこととしたので、通知します。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、磐田市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、磐田市を被告（訴訟においては磐田市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内となります。

なお、1 の審査請求と 2 の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1. 申請年月日

2. 申請に係る建築物の位置

3. 理由

法律第 30 条第 1 項第 1 号の基準（誘導基準）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
法律第 30 条第 1 項第 2 号の基準（基本方針）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
法律第 30 条第 1 項第 3 号の基準（資金計画）に適合しないため	<input type="checkbox"/>
建築基準法第 18 条第 15 項の規定による通知書を受けたため	<input type="checkbox"/>

様式第 23 号

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の
向上のための建築物の新築等の状況に関する報告請求書

第 年 月 日

様

磐田市長 印

下記の認定をした建築物の状況について、下記のとおり報告するよう、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 32 条の規定により、請求します。

記

1. 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定番号
2. 建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 報告を求める事項
6. 報告の提出先
7. 報告の期限

様式第 24 号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 32 条の規定に基づく報告書

第 号
年 月 日

磐田市長 様

報告者

年 月 日付け 第 号により報告の請求を受けた内容について、報告しま
す。

記

(報告の内容)

※ 受付欄	※ 特記欄

- 注意 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

改善命令書

第 年 月 日 号

様

磐田市長 印

下記の計画の認定をした建築物について、下記のとおり改善に必要な措置をとるよう、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 33 条の規定により、命じます。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、磐田市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、磐田市を被告（訴訟においては磐田市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内となります。

なお、1 の審査請求と 2 の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 改善すべき事項
6. 改善措置の期限

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書

第 年 月 日 号

様

磐田市長 印

下記の計画の認定をした建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 34 条の規定により、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

この決定に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、磐田市長に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え

この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、磐田市を被告（訴訟においては磐田市長が被告の代表者となります。）として提起することができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内となります。

なお、1 の審査請求と 2 の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

記

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 計画の認定を取り消す理由

様式第 27 号

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請取下げ申出書

年 月 日

磐田市長 様

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称
代表者の氏名

次の申請を、取り下げたいので申し出ます。

1. 申請年月日 年 月 日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 取下げの理由

※受付欄	※特記欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(第一面)

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

磐田市長 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第 25 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【当該軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能向上計画又は軽微変更該当証明】

1. 認定番号又は軽微変更該当証明書番号 第 号
2. 認定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日 年 月 日
3. 認定通知書又は軽微変更該当証明書交付者

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第二十七の第二面、第三面及び第五面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

様式第 29 号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

磐田市長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 25 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 当該軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能向上計画又は軽微変更該当証明書
 - (1) 認定番号又は軽微変更該当証明書番号 第 号
 - (2) 認定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日 年 月 日
 - (3) 認定通知書又は軽微変更該当証明書交付者

(注意)

この証は、大切に保存しておいてください。

様式第 30 号

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

磐田市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく新築等の工事を取りやめたいので、次のとおり申し出ます。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
3. 認定建築主の氏名又は名称
4. 認定に係る建築物の位置
5. 取りやめの理由

※ 受付欄	※ 備考欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 1 欄及び 2 欄は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。

様式第 31 号 (工事監理者の場合)

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

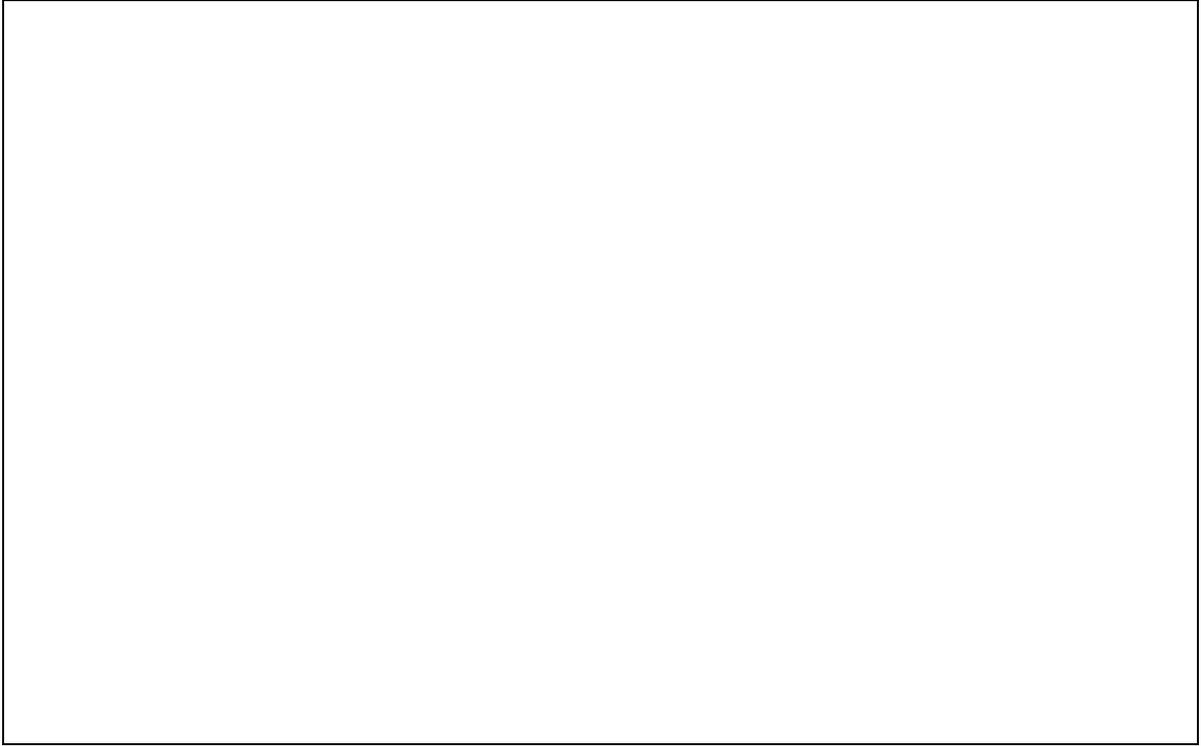
確認者 (級) 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名 称

次のとおり、建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 ※				
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 ※				
認定に係る建築物の地名地番及び住戸の番号				
	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果 (不適の場合 には、その内容)
	外壁、窓等を通じ て熱の損失の防 止に関する基準			
	一次エネルギー 消費量に関する 基準			

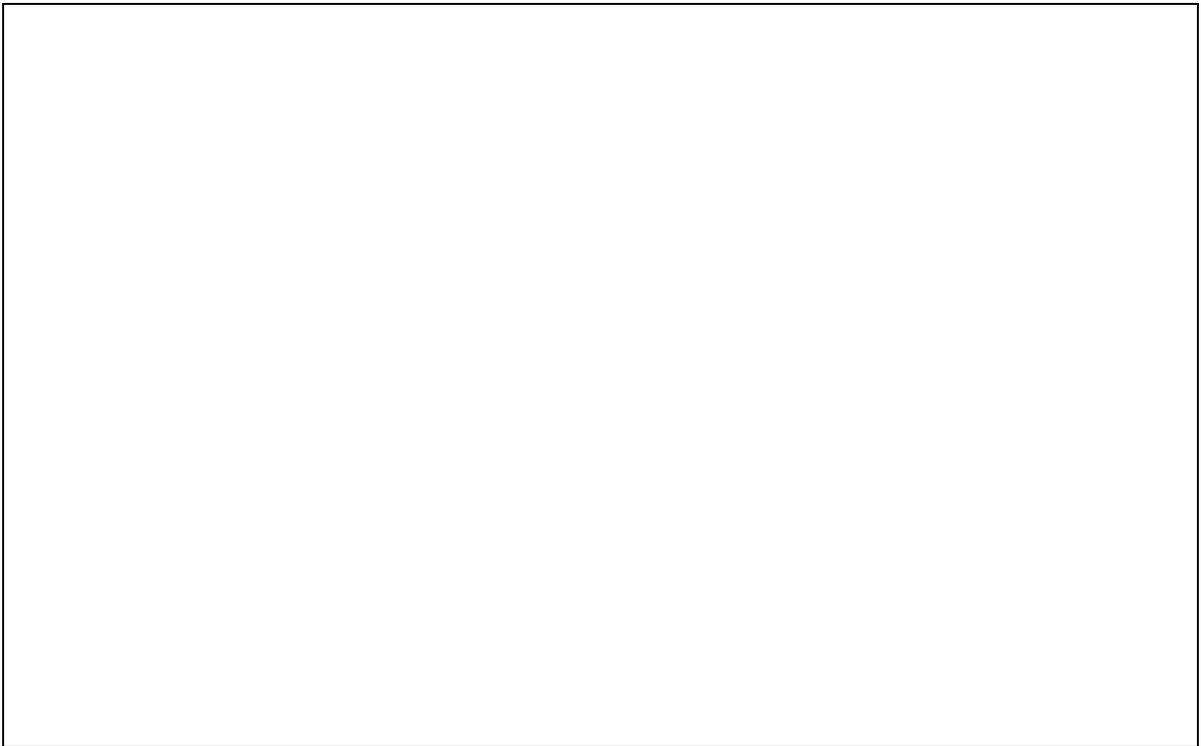
注意 ※印は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。

(別添)



確認を行った部位：

仕様等：



確認を行った部位：

仕様等：

様式第 32 号（工事施工者の場合）

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

施工者の名称

確認者 建設業の許可番号

主任技術者の氏名

次のとおり、建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 ※				
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 ※				
認定に係る建築物の地名地番及び住戸の番号				
	確認を行った部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果（不適の場合には、その内容）
外壁、窓等を通じて熱の損失の防止に関する基準				
一次エネルギー消費量に関する基準				

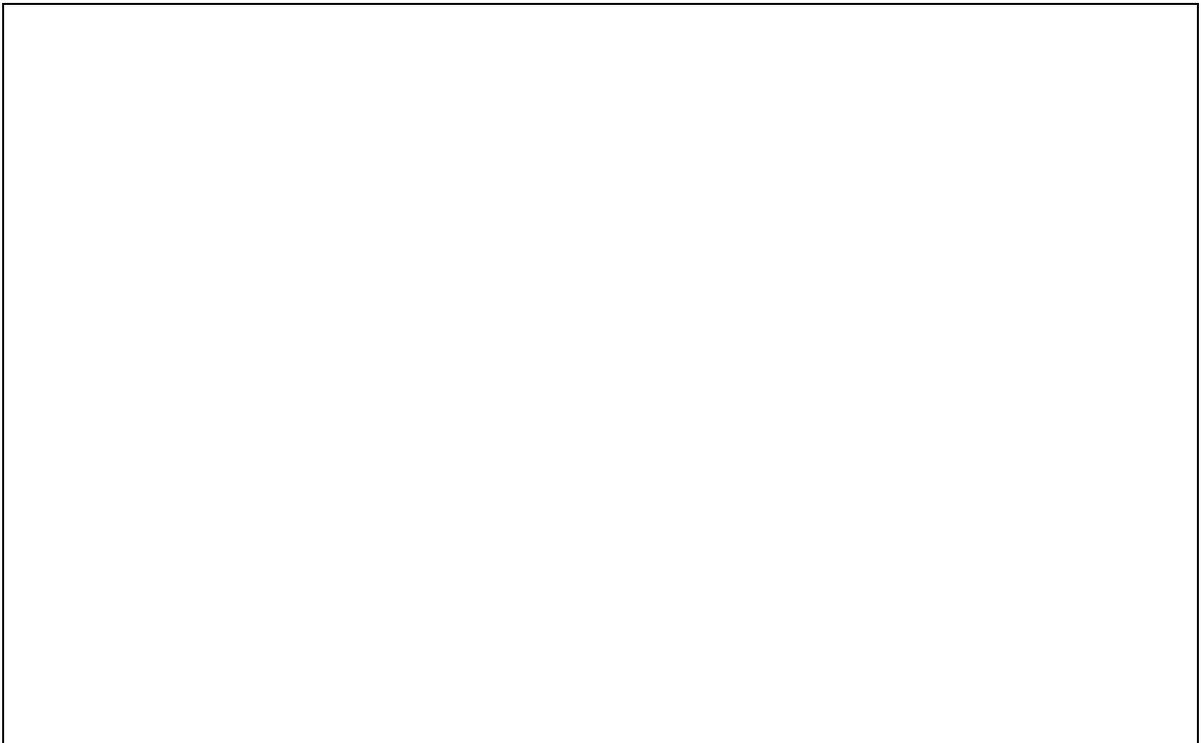
注意 ※印は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。

(別添)



確認を行った部位：

仕様等：



確認を行った部位：

仕様等：

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

年 月 日

磐田市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したので、報告します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 工事着手日
5. 工事完了日
6. 建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したことを確認した工事監理者
(級) 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名 称
7. 建築基準法の規定による検査済証の発行日及び番号

※ 受付欄	※特記欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 1 欄及び 2 欄は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。
 - 4 「建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書 (様式第 31 号)」の写し (別添の工事写真を含む。) 及び建築基準法の規定による検査済証の写しを添付すること。

様式第 34 号（工事施工者の場合）

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

年 月 日

磐田市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したので、報告します。

1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
3. 認定に係る建築物の位置
4. 工事着手日
5. 工事完了日
6. 建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したことを確認した工事施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

7. 建築基準法の規定による検査済証の発行日及び番号

※ 受付欄	※特記欄

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
 - 2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - 3 1 欄及び 2 欄は、変更認定を受けている場合は直近の変更認定について記載してください。
 - 4 「建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書（様式第 32 号）」の写し（別添の工事写真を含む。）及び建築基準法の規定による検査済証の写しを添付すること。

様式第35号 (削除)

様式第 36 号 (削除)

様式第 37 号 (削除)

様式第 38 号 (削除)

様式第 39 号 (削除)

設計内容説明書

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者等氏名	

【設計内容】

確認事項	確認項目	設計内容説明欄			確認欄
		項目	設計内容	図書の種類	
建築物等の概要	建築物に関する事項	用途	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅・住宅複合建築物	<input type="checkbox"/> 出力シート <input type="checkbox"/> 概要書 <input type="checkbox"/> 面積表	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		地域の区分	() 地域	<input type="checkbox"/>	
	計算条件	適用計算法	非住宅部分 <input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> 主要室入力法 <input type="checkbox"/> モデル建物法 モデル建物の種類 () 住宅部分 <input type="checkbox"/> 性能基準 <input type="checkbox"/> 仕様基準	<input type="checkbox"/>	
外皮の概要	外壁等の性能	計算手法等	<input type="checkbox"/> 断熱材の種類及び厚みを入力 <input type="checkbox"/> 断熱材の熱伝導率及び厚みを入力 <input type="checkbox"/> 外壁等の熱貫流率を入力	<input type="checkbox"/> 出力シート <input type="checkbox"/> 仕様表 <input type="checkbox"/> 集計表	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	窓の性能	計算手法等	<input type="checkbox"/> 断熱材の種類及び厚みを入力 <input type="checkbox"/> 断熱材の熱伝導率及び厚みを入力 <input type="checkbox"/> 外壁等の熱貫流率を入力	<input type="checkbox"/> 成績書 <input type="checkbox"/>	
設備の概要	各設備の性能	対象の有無	・計算対象空気調和設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象機械換気設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象照明設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象給湯設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・計算対象昇降機の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 出力シート <input type="checkbox"/> 機器表 <input type="checkbox"/> 集計表 <input type="checkbox"/> 設備図 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		太陽光発電設備	太陽光発電設備の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有りの場合 <input type="checkbox"/> 全量自家消費 <input type="checkbox"/> 売電有り 年間日射地域区分 () 区分	<input type="checkbox"/> 出力シート <input type="checkbox"/> 太陽光設備図 <input type="checkbox"/>	
		コージェネレーション	コージェネレーションの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 出力シート <input type="checkbox"/>	
結果	適否	一次エネルギー消費量	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合	<input type="checkbox"/> 出力シート <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
		外皮	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 対象外 (非住宅の場合)	<input type="checkbox"/> 出力シート <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

建築主事 様

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者等氏名	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照会を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調和設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
8. コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

【注意】

- 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照会を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書のうち、工事監理で照会を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会い確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

建築主事 様

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者等氏名	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁等を構成している建材の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインドボックス、庇の設置状況を含む）		A・B・C .	適・不適
2. 空調設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	② 冷暖同時供給の有無		A・B・C .	適・不適
	③ 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C .	適・不適
	④ 蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑤ 2次ポンプの仕様（流量制御方式を含む）、設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑥ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑦ 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑧ 空調機の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑨ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑩ 余熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑪ 外気冷房制御の有無		A・B・C .	適・不適
	⑫ 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	⑬ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C .	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備（換気代替空調機を含む）の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	② 換気設備に係る各種制御（換気代替空調機を含む）		A・B・C .	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C .	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C .	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	④ 太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
7. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
	② パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適
8. コージェネレーションシステム	コージェネレーションシステムの仕様、設置状況		A・B・C .	適・不適

【注意】

- 本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

省エネ基準工事監理報告書（モデル建物法（小規模版））

年 月 日

建築主事 様

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者等氏名	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁、屋根の断熱仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況（ブラインド、庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調設備	① 熱源機器の種類、台数、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 省エネ制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の種類、仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の種類、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

- 本様式は、「モデル建物法（小規模版）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

建築主事 様

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者等氏名	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 暖房設備	① 暖房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 冷房設備	① 冷房方式		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 換気設備	換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 照明設備	非居室の照明設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	給湯設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

- 本様式は、「住宅仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

建築主事 様

工事の監理状況を報告します。

この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者等氏名	

報告内容（以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
1. 基本情報	① 建て方、居室の構成等		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計、吹抜け等）		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 外皮	① 熱的境界となる部位、面積		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況（付属部材や庇の設置状況を含む）		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 暖房設備	① 暖房方式、暖房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 暖房設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 暖房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 冷房設備	① 冷房方式、冷房設備機器の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 冷房設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 冷房設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 換気設備	① 換気方式、換気設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 換気設備等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の有無、熱源機の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯設備機器の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 照明設備	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

8. 太陽光発電設備	① パワーコンディショナの定格負荷効率		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 太陽電池アレイの種類、容量		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ パネルの設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
9. 太陽熱利用設備	① 太陽熱利用設備の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 空気集熱式太陽熱利用設備の種類、品番		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
10. コージェネレーション設備	① コージェネレーション機器の品番、種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 逆潮流の有無		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

1. 本様式は、「標準計算」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第3条第1項に規定する図書のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

宣言書

年 月 日

建築主事 様

建築主又は設計者の氏名
建築主又は設計者の住所

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、省エネ適判を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

記

1. 提出予定の評価書等又はその写しについて

- (1) 設計住宅性能評価書
- (2) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書
- (3) 長期使用構造等である旨の確認書

2. 設計住宅性能評価等の申請状況について

- 申請済 申請年月日 (年 月 日)
- 申請予定 申請予定年月日 (年 月 日)

申請先の名称
及び所在地※

※申請先の名称について、1.の(1)、(3)を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、1.の(2)を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名をご記入ください。

※所在地の記載は、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。